# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支 給に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

芦屋市長

#### 公表日

令和7年2月20日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル・	を取り扱う事務			
_	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的			
①事務の名称 ②事務の概要	給付の支給に関する事務 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下			
③システムの名称	1. 給付金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル	名			
電力・ガス・食料品等価格高騰	重点給付金給付ファイル、特定公的給付ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条			
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢>			
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条160 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令(令和6年内閣府・総務省令第9号)第162条			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	こども福祉部福祉室地域福祉課臨時給付金等担当			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部福祉室地域福祉課臨時給付金等担当 0797-38-2053			
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した			
適用した理由				
·				

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和6年12月20日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和6年12月20日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

# Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎	項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	ル重点項目評価語	書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	ਂ (委託や情報提供ネットワー	ークシステムを道	通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
			<選択肢>		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

9. 監査						
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> <ul><li>(選択肢&gt; <ul><li>1) 特に力を入れて行っている</li><li>2) 十分に行っている</li><li>3) 十分に行っていない</li></ul></li></ul>					
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	●個人情報保護の研修資料(個人情報取扱うリスクの説明)を確認している。 ●申請書及び添付書類はダブルチェックを行っている。 ●申請書の件数は定期的に確認している。 ●申請書は鍵の掛かるスペースに保管している。 ●申請書確認後は保存年限を設定し、鍵の掛かる指定の保管場所で保存している。					

#### 変更簡所

変更箇層	丌				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な法律のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(()電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務(2)物価高騰重点支援給付金の支給事務(2)物価高騰重点支援給付金の支給事務	事後	
令和6年1月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金給付 ファイル	電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金給付 ファイル、特定公的給付ファイル	事後	
令和6年5月27日	Ⅰ-3 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第74条	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第74条	事後	法改正等に伴う改正
令和6年5月27日	I−4 法令上の根拠	・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条160 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する活別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和6年内閣府・総務省令第9号)第162条	事後	法改正等に伴う改正
	I -1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号利用法という。の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務(2)物価高騰重点支援給付金の支給事務(2)物価高騰重点支援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号和長」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(1)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務(2)令和5年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(3)令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(3)令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(3)令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(3)令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務	事後	令和6年度物価高騰重点支援 給付金支給事務実施要綱の 制定に伴い、事務名の追加お よび訂正を行った為
令和6年6月1日	Ⅱ-1 対象人数 Ⅱ-2 取扱者数	◆令和5年12月1日時点	•令和6年6月1日時点	事後	令和6年度物価高騰重点支援 給付金支給事務実施要綱の 制定に伴い、しきい値判断の 実施を行った為
	I1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定 公的給付の支給を実施するための情報の管理 を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号相形法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(1)電力・ガン食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務(令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務(令和6年度物価高騰重点支援給付金の支給事務	事後	(1)電力・ガス・食料品等価格 高騰重点支援給付金の支給 事務及び(2)令和5年度物価高 騰重点支援給付金の支給事 務が終了したことにより、事務 名訂正を行った為
令和6年12月20日	Ⅱ1 対象人数 Ⅱ2 取扱者数	-令和6年6月1日時点	•令和6年12月20日時点	事後	令和6年度芦屋市物価高騰 重点支援給付金支給事業(追加分)の実施に伴い、しきい値 判断の実施を行った為